

7つくば教学第 979 号
令和 7 年(2025 年)10 月 1 日

島名小学校保護者 各位
香取台小学校保護者 各位

つくば市教育委員会

島名小学校・香取台小学校の通学区域変更について

平素から、つくば市教育行政について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度、島名・香取台小学校通学区域変更に係るつくば市学区審議会を開催し、島名小学校区及び香取台小学校区における児童数増加への対応として、香取台小学校を増築するとともに島名小学校区の南部を香取台小学校区へ変更する案を諮問し、別添のとおり答申を受けました。

答申に基づき、令和 10 年度から以下のとおり、通学区域の変更及び指定学校変更可能区域の設定を行う方針としています。

【令和 10 年度以降の通学区域】

学校名	通学区域
島名小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域を除く）・中別府・下別府・上河原崎・鬼ヶ窪・高田・面野井（県道土浦坂東線エキスポ大通り北側の区域及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域を除く）・下河原崎
香取台小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域に限る）・面野井（市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域に限る）・水堀

【令和 10 年度からの指定学校変更可能区域】

該当区域	指定学校	変更可能学校
島名(市道 5-1723 号線より南部かつ市道 5-4355 号線、5-4359 号線より北部の区域)	島名小学校	香取台小学校

(※区域については別添地図参照)

また、答申書の付帯意見(2)を受け、入学直後の転校となる児童への配慮として、令和 8 年度又は令和 9 年度に新 1 年生となる児童で、令和 10 年度から香取台小学校の通学区域に変更となる区域(変更可能区域を含む)に居住する方が、香取台小学校への就学を希望する場合は就学を認めます。

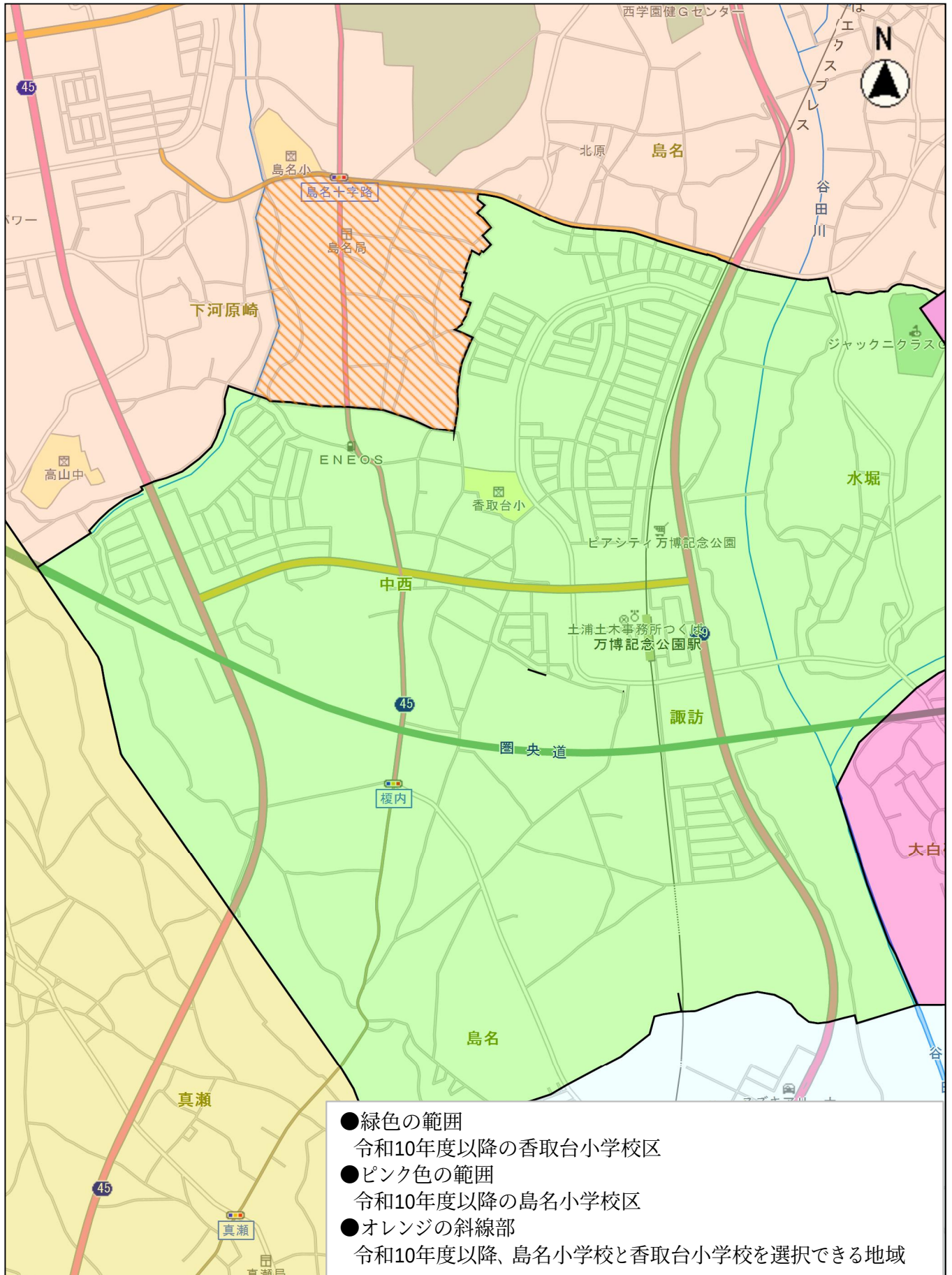
なお、香取台小学校の教室数等の現状から、令和 8 年度・9 年度の新 1 年生以外の児童については、きょうだいに関する理由等の個別の事情を除き、原則として令和 10 年度より前に島名小学校から香取台小学校へ転校することは認められません。申し訳ございませんがご承知おきください。

学区変更や就学手続き等につきましては、教育局学務課へお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

つくば市教育局学務課学務係
電話 029-883-1111

令和10年度以降の通学区域図



※令和8年度又は令和9年度に1年生となる児童で、令和10年度から香取台小学校の通学区域に変更となる区域に居住する児童が、香取台小学校へ就学したいときは香取台小学校への就学を認めます。

令和7年（2025年）3月28日

つくば市教育委員会

教育長 森 田 充 様

つくば市学区審議会

会長 藤 井 穂 高

通学区域について（答申）

令和6年（2024年）11月15日付け6つくば教学第5777号により諮問のあった事案について、慎重に審議を重ねた結果、意見を取りまとめましたので答申します。

答申書

はじめに

つくば市学区審議会（以下「審議会」という。）は、つくば市教育委員会の委嘱を受けて、令和6年11月15日に発足し、同日付け6つくば教学第5777号によって、次の事案について諮問を受けた。

諮問事案 島名及び香取台小学校通学区域の変更について

審議会は、第1回会議（令和6年11月15日開催）、第2回会議（令和7年1月17日開催）、第3回会議（令和7年3月14日開催）の計3回の会議を経て、本答申をとりまとめた。

1 諮問概要

(1) 諮問事案

島名及び香取台小学校通学区域の変更について

(2) 諮問理由

つくばエクスプレス沿線の開発に伴う急激な人口増加により、香取台小学校は多目的教室を普通教室に転用し教室数を確保していく必要があり、島名小学校は、令和 10 年度に教室数が不足する見込みである。

しかし、島名小学校の増築は、敷地が狭く増築スペースの確保が困難であること、また、現在計画されている長寿命化工事と増築工事の重複により、児童・教職員にとって良好な教育環境を維持することが難しい。

一方、通学区域が隣接している香取台小学校の北側には、校舎の増築にも利用できる公益施設用地があるため、市で取得し活用していく予定がある。

これらのことから、子どもたちの学びの環境がより良いものとなるよう総合的に勘案し、香取台小学校を増築し、令和 10 年度から島名小学校区の一部を香取台小学校区へ変更することを検討する。

(3) 諮問における通学区域案

学校名	通学区域
島名小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西を除く島名上河原崎線より北部の区域に限る）・中別府・下別府・上河原崎・鬼ヶ窪・高田・面野井（県道土浦坂東線エキスポ大通り南側の区域に限る）・下河原崎
香取台小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西及び島名上河原崎線より南部の区域に限る）・水堀

2 現状及び通学区域設定の考え方

島名小学校区及び香取台小学校区は、つくばエクスプレスの沿線開発地区として、島名・福田坪地区と上河原崎・中西地区の 2 つの地区を含んでおり、住宅開発が進展し児童数が急激に増加している地域である。

令和 5 年度に島名小学校からの分離新設校として香取台小学校を開校するに当た

って、令和2年度にその通学区域について学区審議会で審議された。そこでは、当時の児童数推計の状況とともに、島名・福田坪地区と上河原崎・中西地区の2つの開発地区が島名地区を挟んで位置しており、学区の連続性及び島名地区の一体性を考慮して、香取台小学校の通学区域を「島名地区のうち香取台と諏訪、水堀」とする諮問について、諮問案のとおり設定することが望ましいとされた。

しかし、上河原崎・中西地区における開発の進展が当初の想定を大きく上回り、島名小学校において令和10年度には教室不足が見込まれる状況となっている。

その対応として、島名小学校及び香取台小学校の現状を鑑みて、島名小学校区の南部を分割して香取台小学校区とする方針とし、両校の児童数推計や、両校からの通学距離、通学経路等から通学区域案が示された。

3 答申内容

諮問事案について、慎重に審議を重ねた結果、島名及び香取台小学校の通学区域については、次のとおり設定することが望ましいと考える。

学校名	通学区域
島名小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域を除く）・中別府・下別府・上河原崎・鬼ヶ窪・高田・面野井（県道土浦坂東線エキスポ大通り北側の区域及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域を除く） ・下河原崎
香取台小学校	島名（香取台・諏訪・万博公園西及び市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域に限る）・面野井（市道 5-4355 号線、5-4359 号線より南部の区域に限る）・水堀

なお、島名地区の市道 5-1723 号線より南部の地域については、区会の一体性や通学距離の観点から、香取台小学校への就学を希望する場合には、指定学校変更について柔軟に対応することが望ましい。

4 付帯意見

(1) 児童にとって、学区変更による環境の変化が大きなストレスとなることが予想される。特に、友人と離れることや新しい環境に適応することに対する心理的な負担を軽減するため、適切なサポートをしていただきたい。

- (2) 転校による環境の変化は児童の大きな負担となるため、島名小学校及び香取台小学校両校の教室数から許容できる限り、学校の選択に柔軟な対応を行っていただきたい。特に卒業直前や入学直後に学区変更となる児童については最大限配慮していただきたい。
- (3) 児童数増加により増築を行う香取台小学校においては、児童の活動スペースの確保や児童同士の交流が円滑に行えるような配慮を行い、児童の健全な成長を支える環境を整えていただきたい。
- (4) 高山学園地区全体の将来的な児童生徒数の状況を注視し、高山中学校の教育環境整備を進めるとともに、香取台地区への中学校新設についても引き続き検討いただきたい。

おわりに

今回の諮問事案は、特に島名小学校区における児童数増について、島名小学校と香取台小学校の学区変更を行い、香取台小学校の増築により対応するというものであった。

審議会では、児童数の推計や通学距離、通学経路について検討するとともに、学校が地域コミュニティにおける重要な役割を担っていることから、地域的なつながりについても慎重に検討を行った上で答申をとりまとめた。

児童や保護者にとって、学区が変わることの影響は大きなものがある。その影響を少しでも軽減していくために、付帯意見に挙げた事項に十分配慮していくとともに、保護者や地域住民に丁寧な説明を行いながら、学区変更を進めていただきたい。

つくば市全体では、つくばエクスプレス沿線開発や公務員宿舎跡地の再開発などにより人口の増加が続いている地域がある一方、人口が減少している地域も存在し、児童生徒や学校を取り巻く教育環境が常に変化している。今後も、児童生徒数の動向を注視し、子どもたち一人ひとりが幸せな人生を送ることを目指し、良好な教育環境が確保されるように努めてもらいたい。